

子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場づくりを  
応援します  
対象制度の導入・実績により最大 20 万円を支給

# 子育てしやすい職場づくり 奨励金 Q & A (よくあるお問合せ)

島根県政策企画局女性活躍推進課

(更新日：令和6年3月)

## 目 次

<b>1. 対象事業者について</b> .....	4
Q 1. 奨励金を申請できるのはどんな業種の事業者ですか。 .....	4
Q 2. 県外企業のグループ会社や子会社でも申請ができますか。 .....	4
Q 3. 1事業者あたりの支給上限を教えてください。 .....	4
<b>2. 支給要件（事業所、従業員）について</b> .....	5
Q 4. 「従業員数 50 人未満の事業所（県内）」とありますが、本社と営業所が同一敷地内（又は同一敷地内）にある場合、1つの事業所として扱われますか。 .....	5
Q 5. 「従業員数 50 人未満」の「従業員」の範囲を教えてください。 .....	5
Q 6. 対象となる従業員を教えてください。 .....	5
Q 7. 個人事業主と同居の親族や、会社の役員は、対象となりますか。 .....	6
Q 8. 自宅でテレワークを行っている従業員が、対象制度（時間単位の年次有給休暇制度、育児短時間勤務制度等）を利用した場合、奨励金申請の対象となりますか。 .....	6
Q 9. 3歳以上小学6年生以下の子を持つ従業員が、年次有給休暇制度と育児短時間勤務制度を同じ日にいずれも利用した場合、奨励金申請にあたり両制度の実績とすることができま すか。 .....	6
Q 10. 出向者である従業員の制度活用実績は、本奨励金の対象となるか（出向先企業の就業規則に従い出向者が制度実績要件を満たした場合、出向先企業からの申請は対象となりますか）。 .....	6
Q 11. 子育てしやすい職場づくり奨励金について、1度受給した事業所で他の従業員の利用実績が要件に到達した場合、2回目の申請ができますか。 .....	7
<b>3. 両制度共通事項について</b> .....	7
Q 12. 常時使用する従業員が 10 人未満の事業所で、就業規則を作成し労働基準監督署へ届け出る義務がありませんが、本奨励金の申請にあたり就業規則の作成が必要ですか。 .....	7

Q13. 制度の利用実績について、年度内に一定の利用実績があることが要件とされていますが、3月までの実績到達分について、翌年度4月以降に申請することができますか。 ..... 7

Q14. 制度の利用実績について、申請期限が定められていますが、申請期間を超過した利用実績がある従業員について、再度制度利用の実績があれば、申請期間を当該利用日の翌日から起算して6か月以内と判断してよいですか。 ..... 8

Q15. 就業規則について、施行年月日と労働基準監督署の受付日が異なる場合奨励金申請にあたっての制度利用実績の集計は、どの時点が基準となりますか。 ..... 8

#### 4. 時間単位の年次有給休暇制度について ..... 8

Q16. 時間単位の年次有給休暇制度について、8時間の利用実績が必要となりますが、1時間の休暇を取得した日が8日間ある必要がありますか。例えば、2～3時間単位で取得した場合を含めることができますか。 ..... 8

Q17. 時間単位の年次有給休暇制度について、午前中30分、午後1時間30分休暇を取得した場合、計2時間の実績として集計してよいですか。 ..... 9

Q18. 年次有給休暇の取得理由は、子育てに関係した内容でなければならないですか。 ..... 9

Q19. 時間単位の年次有給休暇制度について、就業規則には規定しているが、労使協定を締結していない場合は申請ができませんか。 ..... 9

Q20. 時間単位の年次有給休暇制度について、令和2年3月31日以前に就業規則には規定していましたが、労使協定を締結していなかった場合、新たに労使協定を締結することで、申請することができますか。 ..... 9

Q21. 時間単位の年次有給休暇制度について、事業所ごとの申請にあたり、労使協定書も事業所ごとに締結する必要がありますか。 ..... 10

Q22. 時間単位の年次有給休暇制度について、制度上年5日の範囲内で取得が可能となりますが、事業所への導入にあたり、「年3日の範囲で」と要件を設けている場合でも、奨励金の申請対象となりますか。 ..... 10

Q23. 1日年次有給休暇を利用した場合は、8時間の利用実績とすることができますか。また、半日単位で年次有給休暇を取得した場合は、4時間の実績とすることができますか。 10

#### 5. 育児短時間勤務制度等について ..... 10

Q24. 対象となる制度を教えてください。 .....	10
Q25. 育児短時間勤務制度の導入にあたり、短縮する労働時間に要件がありますか。 .....	11
Q26. 第2子の育児休業から復帰し、育児短時間勤務を申請・活用している場合、第1子が3歳以上であれば奨励金の対象の実績となりますか。 .....	11
Q27. 始業終業の繰上げ繰下げ制度について、繰上げ繰下げする時間の単位はきまっていますか。 .....	11
Q28. 育児短時間勤務等の活用実績の集計にあたり、連続した20日間の利用実績が必要となりますか。 .....	12
<b>6. 申請手続きについて .....</b>	<b>12</b>
Q29. 申請書はどこに提出するのですか。また問合せ先はどこですか。 .....	12
1. 申請書提出先 .....	12
2. お問い合わせ先（最寄りの会議所／商工会のほか、以下へお問い合わせ下さい。）	13
<b>7. その他 .....</b>	<b>14</b>
Q30. 奨励金の使途は定められていますか。 .....	14
Q31. 他の奨励金や補助金を申請している場合でも、子育てしやすい職場づくり奨励金の申請をすることができますか。 .....	14

## 1. 対象事業者について

Q 1. 奨励金を申請できるのはどんな業種の事業者ですか。

県内に本社又は主たる事業所を有する中小・小規模事業者等であれば、業種は問いません。社会福祉法人、医療法人、NPO 法人、個人事業主なども含みます。

社会福祉法人等資本金をもたない事業者の場合は、常時雇用する従業員の数が「300 人以下」であれば、申請していただくことができます（資本金の要件はありません）。

Q 2. 県外企業のグループ会社や子会社でも申請ができますか。

県外企業のグループ会社や子会社の場合でも、島根県内に本社があり、その他の要件を満たす場合は、対象としています。

Q 3. 1 事業者あたりの支給上限を教えてください。

「子育てしやすい職場づくり奨励金」は、島根県内の事業所を支給単位としています。事業所ごとに、

- ① 「時間単位の年次有給休暇制度」
- ② 「育児短時間勤務制度（3 歳以上小学 6 年生以下、代替制度あり）」

の 2 つの制度を令和 2 年 4 月 1 日以降に導入し、一定の利用実績がある場合、10 万円／制度を支給します（1 事業所あたり最大 2 制度・20 万円支給）。なお、支給にあたって、2 制度まとめて申請する必要はなく、1 制度ごとに実績を満たした時点で、申請をしていただくことができます。

県内に複数の事業所がある事業者については、事業所の数に応じて支給上限額が変動します。各制度の支給要件は以下の通りです。

① 「時間単位の有給休暇制度」

- ・ 時間単位の年次有給休暇制度を就業規則に規定
- ・ 18 歳までの子どもがいる労働者が、当制度を年度内に合計 8 時間以上利用

② 「育児短時間勤務制度（3 歳以上小学 6 年生以下、代替制度あり）」

- ・ 育児短時間勤務制度（代替制度あり）を就業規則に規定（3 歳以上小学 6 年生以下の子どもがいる労働者が取得できる制度であること）
- ・ 3 歳以上小学 6 年生以下の子どもがいる労働者が、当制度を年度内に合計 20 日以上利用

※本奨励金において、年度内とは 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間としています。

## 2. 支給要件（事業所、従業員）について

Q 4. 「従業員数 50 人未満の事業所（県内）」とありますが、本社と営業所が同一敷地内（又は同一敷地内）にある場合、1つの事業所として扱われますか。

同一敷地内又は同一建物であっても、入り口が別の完全に区切られた場所で別々に事業を行っている場合は、それぞれ別の事業所とします。ただし、経営諸帳簿等と一緒に、建物単位で分けることができない場合は、1つの事業所とみなします。

Q 5. 「従業員数 50 人未満」の「従業員」の範囲を教えてください。

常時雇用する労働者のことを言います。

「常時雇用する労働者」とは、2か月を超えて使用される者（※1）であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等であるもの（※2）をいいます。

※1 「2か月を超えて使用される者」とは、実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外のものであっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含みます。

※2 「週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等であるもの」とは、現に当該企業の通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいいます。（当該企業に雇用されている、職種・勤務内容が同様な「通常の労働者」と比較して、所定労働時間が概ね同じ時間数であるかどうかで、判断します。）

Q 6. 対象となる従業員を教えてください。

従業員数 50 人未満の事業所（県内）において、以下の要件を満たす方です。

時間単位の年次有給休暇制度：18歳までの子どもがいる者

育児短時間勤務制度（代替制度あり）：3歳以上小学6年生以下の子どもがいる者

パート等就業形態は問いませんが、該当の従業員が利用できる旨、就業規則に規定されていることが必要です。

Q 7. 個人事業主と同居の親族や、会社の役員は、対象となりますか。

個人事業主と同居の親族や、会社の役員は、原則対象外となります。

ただし、雇用保険の被保険者である方については、雇用関係があると認められますので、対象となります。

(参考：雇用保険制度について-厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/koyouho-ken/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouho-ken/index_00003.html)

Q 8. 自宅でテレワークを行っている従業員が、対象制度（時間単位の年次有給休暇制度、育児短時間勤務制度等）を利用した場合、奨励金申請の対象となりますか。

対象労働者の働き方について要件は設けていませんので、テレワーク勤務の方が実績を満たした場合において、その他の支給要件を満たす場合には、支給対象となります。

Q 9. 3歳以上小学6年生以下の子を持つ従業員が、年次有給休暇制度と育児短時間勤務制度を同じ日にいずれも利用した場合、奨励金申請にあたり両制度の実績とすることができますか。

申請事業所における就業規則等関係規程に沿って手続きされている制度利用であれば、

- ・時間単位の年次有給休暇制度と
- ・育児短時間勤務制度（ほか、代替制度）

を併用された日について、両制度の実績としていただいてもかまいません。

Q 10. 出向者である従業員の制度活用実績は、本奨励金の対象となりますか（出向先企業の就業規則に従い出向者が制度実績要件を満たした場合、出向先企業からの申請は対象となりますか）。

出向先企業での就業規則に従って勤務している場合、出向先企業における、子育てしやすい職場づくりに向けた制度・風土づくりに寄与することから、出向者による実績も奨励金支給対象とします。

Q11. 子育てしやすい職場づくり奨励金について、1度受給した事業所で他の従業員の利用実績が要件に到達した場合、2回目の申請ができますか。

本奨励金については、

- ①「時間単位の有給休暇制度」
- ②「育児短時間勤務制度（3歳以上小学6年生以下、代替制度あり）」

のいずれかまたは両方の制度を令和2年4月1日以降に導入し、一定の利用実績がある場合、10万円/制度を支給します（1事業所で最大2制度・20万円支給）。

奨励金の支給は、1制度につき1事業所あたり1回限りとなりますので、1度受給された制度について、その後他の従業員が実績要件を満たした場合でも、再度申請はできません。

### 3. 両制度共通事項について

Q12. 常時使用する従業員が10人未満の事業所で、就業規則を作成し労働基準監督署へ届け出る義務がありませんが、本奨励金の申請にあたり就業規則の作成が必要ですか。

本奨励金の申請にあたっては、対象制度を就業規則に規定していただくことが必要となります。

これまで就業規則を作成していない事業所については、新たに作成をしていただくことが必要になります。

なお、就業規則の策定支援等働き方改革に関連する労務管理上の課題に関する相談対応を行う国の支援機関がございますので、お知らせします。

（参考：島根働き方改革推進センターホームページ）

<https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/shimane/>

Q13. 制度の利用実績について、年度内に一定の利用実績があることが要件とされていますが、3月までの実績到達分について、翌年度4月以降に申請することができますか。

奨励金の支給申請期間については、支給要領上「対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して6か月以内に行う」旨規定しています。

については、年度内に利用実績が要件に達している場合、支給申請期間内であれば、申請は4月以降新年度となっても構いません。

Q14. 制度の利用実績について、申請期限が定められていますが、申請期間を超過した利用実績がある従業員について、その後再度制度利用の実績があれば、申請期間を最後に制度利用のあった日の翌日から起算して6か月以内と判断してよいですか。

・申請期限について、支給要領上、

- ・時間単位の年次有給休暇制度 : 年度内合計8時間/「以上」
- ・育児短時間勤務制度（ほか、代替制度）: 年度内合計20日間/人「以上」

と規定していることから、「8時間」、「20日間」の制度利用実績到達後、年度内に再度制度利用の実績があった場合、申請期間は、再度の制度利用の日の翌日から起算して6か月以内となります。

（例）

- ・令和6年4月中に時間単位の年次有給休暇制度を8時間以上利用
- ・当該従業員が、その後令和7年1月に1時間、時間単位の年次有給休暇を利用した場合には、既に8時間以上の利用実績があっても1月分の利用実績をもって、申請可能となります。

Q15. 就業規則について、施行年月日と労働基準監督署の受付年月日が異なる場合、奨励金申請にあたっての制度利用実績の集計は、どの時点が基準となりますか。

制度利用の実績については、施行年月日を基準として、施行日以降の利用実績について集計をしてください。

#### 4. 時間単位の年次有給休暇制度について

Q16. 時間単位の年次有給休暇制度について、8時間の利用実績が必要となりますが、1時間の休暇を取得した日が8日間ある必要がありますか。例えば、2～3時間単位で取得した場合を含めることができますか。

申請事業所における就業規則等関係規程に沿って手続きされている時間単位の年次有給休暇制度の利用であれば、1時間ずつの利用でない場合でも利用実績として含めることができます。

※例として、7時間の時間単位の年次有給休暇の実績と、別の日の1時間の実績とを合わせて申請に必要な利用実績とすることができます。

Q17. 時間単位の年次有給休暇制度について、午前中30分、午後1時間30分休暇を取得した場合、計2時間の実績として集計してよいですか。

労使協定を締結して認められる時間単位の年次有給休暇については、分単位など時間未満での取得は認められていません。

Q18. 年次有給休暇の取得理由は、子育てに関係した内容でなければならないですか。

理由によらず、時間単位の年次有給休暇の取得実績が年度内に8時間以上/人となった場合、申請することができます。

※年次有給休暇については、理由によらず取得できる労働者の権利です。

Q19. 時間単位の年次有給休暇制度について、就業規則には規定しているが、労使協定を締結していない場合は申請ができませんか。

時間単位の年次有給休暇制度を導入する場合には、就業規則の定めるところにより、労働者の過半数で組織する労働組合または労働者の過半数を代表するものとの間で、書面による協定（労使協定）を締結する必要があります。なお、この労使協定は所轄の労働基準監督署に届け出る必要はありません。

そのため、子育てしやすい職場づくり奨励金の申請にあたっては、就業規則への記載に加えて、労使協定の締結が必要となります。

申請にあたっての利用実績の集計については、労使協定の締結後に制度を利用された実績が8時間以上/人となることが要件です。

Q20. 時間単位の年次有給休暇制度について、令和2年3月31日以前に就業規則には規定していましたが、労使協定を締結していなかった場合、新たに労使協定を締結することで、申請することができますか。

子育てしやすい職場づくり奨励金支給要領上、

「時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、就業規則に規定していること（施行日が令和2年4月1日以降であること）。」

と記載しています。

本制度については、就業規則への規定に加えて、労使協定の締結をもって、制度が導入されたものと判断します。

本件については、労使協定の締結が令和2年4月1日以降となるため、労使協定締結後の制度利用実績を、申請の対象とすることができます。

Q21. 時間単位の年次有給休暇制度について、事業所ごとの申請にあたり、労使協定も事業所ごとに締結する必要がありますか。

子育てしやすい職場づくり奨励金の申請にあたっては、事業所ごとに就業規則に対象制度を規定し、一定の利用実績があることが要件です。

労使協定については、各事業所の実業規則に記載に基づき、事業所ごとに締結されたものを提出していただいています。

Q22. 時間単位の年次有給休暇制度について、制度上年5日の範囲内で取得が可能となりますが、事業所への導入にあたり、「年3日の範囲で」と要件を設けている場合でも、奨励金の申請対象となりますか。

労使協定の締結により3日と定められているものであれば、奨励金の申請にあたり差し支えありません。

Q23. 年次有給休暇を1日利用した場合は、8時間の利用実績とすることができますか。また、半日単位で年次有給休暇を取得した場合は、4時間の実績とすることができますか。

子育てしやすい職場づくり奨励金は、時間単位の年次有給休暇制度の導入を促すものであり、通常の1日単位の取得実績をもって、奨励金の申請に必要な取得実績に集計することはできません。

また、半日単位の年次有給休暇は、時間単位年休とは異なるものであるため、半日単位で取得をされた場合に、奨励金の申請に必要な取得実績に集計することはできません。

## 5. 育児短時間勤務制度等について

Q24. 対象となる制度を教えてください。

「育児短時間勤務制度等」は、次の3つの制度としています。

- ・ 育児短時間勤務制度

育児・介護休業法第23条に規定する育児のための所定労働時間短縮の措置

・ 始業終業時刻の繰上げ繰下げ制度

実労働時間を変えることなく、所定の始業時間と終業時間を早くしたり遅くしたりする制度

・ フレックスタイム制度

一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度

いずれの制度の導入にあたっては、3歳以上、中学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が対象となる制度であることが必要です。

Q 25. 育児短時間勤務制度の導入にあたり、短縮する労働時間に要件がありますか。

子育てしやすい職場づくり奨励金の対象制度としている育児短時間勤務については、「育児・介護休業法の水準を満たす制度」の導入を要件としています。

そのため、同法上の考え方にのっとり、育児短時間勤務制度の導入にあたっては、「1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含む」制度の導入を要件としています。

※短縮後の所定労働時間について、1日5時間45分から6時間までを許容するものです。

例として、「2時間の範囲において30分単位で短縮することができる。」のみの記載では、短縮前の所定労働時間によっては、「原則として6時間」を含む措置とならないため、留意が必要です（短縮前の所定労働時間が7時間10分の場合等）。

例えば、「●歳に満たない子を養育する従業員は、申し出ることにより、就業規則第●条の所定労働時間について、所定労働時間を6時間まで短縮することができる。短縮後の所定労働時間及び始業及び終業の時刻については、個別に協議の上決定する。」などの記載があれば、法の考え方を満たすものとされています。

Q 26. 第2子の育児休業から復帰し、育児短時間勤務を申請・活用している場合、第1子が3歳以上であれば奨励金の対象の実績となりますか。

事業所の就業規則等において、3歳以上、中学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が対象となる育児短時間勤務制度が導入されている場合、対象となります。

Q 27. 始業終業の繰上げ繰下げ制度について、繰上げ繰下げする時間の単位はきまっていますか。

繰上げや繰下げをする時間について、要件は設けておりませんので、30分や1時間など事業所の状況にあわせて設定をしてください。

Q 28. 育児短時間勤務等の活用実績の集計にあたり、連続した 20 日間の利用実績が必要となりますか。

実績の集計については、連続した利用でなくても構いません。

例えば、夏と冬のお子さんの長期休業中に育児短時間勤務等の制度を活用された場合、それぞれの実績を集計して 20 日以上の利用があれば、申請していただけます。

## 6. 申請手続きについて

Q 29. 申請書はどこに提出するのですか。また問合せ先はどこですか。

下記のとおりです。

### 1. 申請書提出先

事業所の地域	提出先	郵便番号	住所地
松江市のうち旧松江市内	松江商工会議所	690-0886	松江市母衣町 55-4
松江市のうち鹿島町、島根町、美保関町、八束町	まつえ北商工会	690-0333	松江市鹿島町古浦 607-3
松江市のうち宍道町、玉湯町、八雲町	まつえ南商工会	699-0408	松江市宍道町昭和 1
松江市のうち東出雲町	東出雲町商工会	699-0109	松江市東出雲町錦浜 583-18
浜田市のうち旧浜田市内 (国府地区を除く)	浜田商工会議所	697-0026	浜田市田町 1668
浜田市のうち三隅町、弥栄町、金城町、旭町、国府地区	石央商工会	697-0121	浜田市金城町下来原 1409-2
出雲市のうち旧出雲市内	出雲商工会議所	693-0011	出雲市大津町 1131-1
出雲市のうち旧平田市内	平田商工会議所	691-0001	出雲市平田町 1702-10
出雲市のうち斐川町	斐川町商工会	699-0505	出雲市斐川町上庄原 1749-3
出雲市のうち湖陵町、多伎町、佐田町、大社町	出雲商工会	699-0711	出雲市大社町杵築南 1344
益田市のうち旧益田市内	益田商工会議所	698-0033	益田市元町 12-7
益田市のうち美都町、匹見町	美濃商工会	698-0203	益田市美都町都茂 1809-2
大田市のうち旧大田市内	大田商工会議所	694-0064	大田市大田町大田イ 309-2
大田市のうち仁摩町、温泉津町	銀の道商工会	699-2511	大田市温泉津町小浜イ 308-6

安来市のうち旧安来市内	安来商工会議所	692-0011	安来市安来町 878-8
安来市のうち広瀬町、伯太町	安来市商工会	692-0404	安来市広瀬町広瀬 753-40
江津市のうち旧江津市内	江津商工会議所	695-0016	江津市嘉久志町 2306-4
江津市のうち桜江町	桜江町商工会	699-4226	江津市桜江町川戸 11-1
雲南市	雲南市商工会	690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋 274-10
奥出雲町	奥出雲町商工会	699-1511	仁多郡奥出雲町三成 324-15
飯南町	飯南町商工会	690-3513	飯石郡飯南町下赤名 877-1
川本町	川本町商工会	696-0001	邑智郡川本町川本 558-10
美郷町	美郷町商工会	699-4621	邑智郡美郷町粕淵 400-7
邑南町	邑南町商工会	696-0103	邑智郡邑南町矢上 3854-2
津和野町	津和野町商工会	699-5605	鹿足郡津和野町後田口 187
吉賀町	吉賀町商工会	699-5512	鹿足郡吉賀町広石 562
海士町、知夫村	隠岐國商工会	684-0404	隠岐郡海士町大字福井 1375-1
西ノ島町	西ノ島町商工会	684-0211	隠岐郡西ノ島町大字浦郷 531-4
隠岐の島町	隠岐の島町商工会	685-0013	隠岐郡隠岐の島町中町目貫の二 54-1

2. お問い合わせ先（最寄りの会議所／商工会のほか、以下へお問い合わせ下さい。）

(1) 申請書提出先が「〇〇商工会議所」の方・・・松江商工会議所へお問い合わせ下さい。

（電話）0852-25-2556 （住所）〒690-0886 松江市母衣町 55-4

(2) 申請書提出先が「〇〇商工会」の方・・・島根県商工会連合会へお問い合わせ下さい。

（本 所）（電話）0852-21-0651

（住所）〒690-0886 松江市母衣町 55-4

（石見事務所）（電話）0855-22-3590

（住所）〒697-0034 浜田市相生町 1391-8

## 7. その他

Q30. 奨励金の使途は定められていますか。

奨励金のため、使途は制限しておりません。

Q31. 他の助成金や補助金を申請している場合でも、子育てしやすい職場づくり奨励金の申請をすることができますか。

本奨励金は、他の助成金や補助金を申請している場合でも、申請可能です。